

建設キャリアアップシステム活用モデル工事〔営繕〕 試行要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、神奈川県県土整備局発注の営繕工事において、受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS活用モデル工事試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 元請け企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 元請け企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう
- ・ 登録事業者率： 「計測日におけるCCUS登録事業者の数」 / 「計測日における元請け企業及び下請け企業の数」
- ・ 登録技能者率： 「計測日におけるCCUS登録事業者のCCUS登録技能者数」 / 「計測日における元請け企業及び下請け企業の技能者の数」

- ・就業履歴蓄積率： 「計測日において建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数」 / 「計測日において工事現場へ入場した技能者の数」
- ・カードリーダー： CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末のこと。
- ・現場利用料： CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

3. CCUS活用モデル工事

(1) 対象工事

神奈川県県土整備局が発注した営繕工事のうち、受注者が別紙「試行工事対応届出書」により、契約後30日以内かつ現場着手前に本試行要領に基づきモデル工事を行うことを希望した工事を対象とする。

なお、当面の間は、カードリーダー等により登録技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）が30日以上行われる見込みのある工事を対象とする。

(2) 事業者登録等の確認

受注者は、対象工事の協議が成立後すみやかに、以下の書類等を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

項目	確認（提出）書類の例
① 事業者登録	CCUSの施工体制登録事業者一覧（元請け企業の登録状況のみを確認します。）
② 現場・契約情報登録	CCUSの現場・契約情報
③ 技能者登録	CCUSの施工体制登録技能者一覧（1名以上の技能者の登録が完了していることを確認します。）

(3) 受注者が実施する内容

計測日における登録事業者率・登録技能者率・就業履歴蓄積率を計測し、各計測値の平均値を算出する。

なお計測日は、本体工事及び仮設工事に着手後1か月以内を初回とし、その後3か月以内に1度の計測日を設定するものとし、受発注者間の協議の上で決定するものとする。(初回を含め計測日が3回に満たない場合は最低3回の計測日を設定する)

また、全工事期間における就業履歴の延べ人数及び重複を除いた実人数についても計測する。

(4) 実施状況の報告

受注者は、上記の「(3) 受注者が実施する内容」に記載のある実施内容について、CCUS活用実績報告書(様式1)を作成するとともに、報告内容が確認できる資料を添付して(添付する資料については、様式1参照)発注者に報告(提出)するものとする(※1)。

また、工事期間における就業履歴の蓄積状況が確認できる資料(カードリーダー等の設置状況写真やCCUSの就業履歴一覧[月別カレンダー]等)についても工事完成時に発注者に報告(提出)するものとする。

※1 受注者は、各計測日毎速やかに、発注者に報告(提出)するものとする。なお、様式1については、既に報告が完了している計測値等も記載することとし、最終計測については、各計測値の平均値も算出し、報告するものとする。

4. CCUS活用に係る費用

CCUS活用のためのカードリーダー等購入費用及び現場利用料(カードタッチ費用)については、上記の「3(4) 実施状況の報告」により、「CCUS活用実績報告書(様式1)」を発注者へ報告(提出)した場合、以下のとおり、精算変更時、支出実績に基づき、「現場管理費」として計上することとする。(工期末の30日前までに請求のあったものを対象とする)

この際、これらの費用は全間接費の対象外とする。

(1) 積算方法

① カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、購入を証する領収証等と現場での使用実績（設置状況写真及び就業履歴情報）を確認し、費用を計上する。

ただし、1工事あたり2台を上限とし、他の費用については、次表のとおりとする。

	カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器 (PC、タブレット等)	通信費
	OS	上限金額 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
購入	Windows	1万円	2台	計上しない	計上しない
	iOS	3万円			
リース	Windows	計上しない	上限なし		
	iOS				

※ CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。

② 現場利用料（カードタッチ費用）

現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、計上することとする

5. 工事成績評定への加点

監督員は、本要領に基づくCCUS活用が確認できた場合、かつ次の表における目標基準を全ての項目で達成した場合に、工事成績評定点で1点（審査項目別運用表の主任技術評価者における、創意工夫項目のその他で2.5点）を加点する。

指標	目標基準
平均登録事業者数	70%
平均登録技能者数	50%
平均就業履歴蓄積率	30%

6. アンケート調査

受注者は、発注者からのアンケート調査について検査後7日以内に次のWebアンケート回答システムにより回答するものとする。

《Webアンケート回答システム》

【 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=113548】



7. その他

この要領に定めのない事項については、協議により定めることとする。

附則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年7月1日から施行する。